

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	4
東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会	
議長会の動き	8
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
各種協議会等の動き	11
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
青梅市議会新着図書目録	14
要綱・要領等の制定、改廃の状況	15
制定された要綱・要領	17
令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付要綱	以下8件

議 会 日 誌

<11月>

- 1日(金) 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会〔羽村市水道事務所―みねざき・片谷・島崎議員〕
- 2日(土)～3日(日) 青梅産業観光まつり
- 5日(火) 午後 3:00 東京都市議会議長会局長連絡会議〔立川市役所―局長〕
- 7日(木) 午前10:00 大阪府大東市議会議員視察〔市役所―小中―貫教育について〕
- 13日(水) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議〔ボートレース江戸川―局長〕
- 午後 2:00 東京都市監査委員会委員研修会〔昭島市KOTORIホール―鴻井監査委員〕
- 14日(木) 午後 1:00 全国競艇主催地議会協議会臨時総会〔ホテルニューオータニ―久保議長、山内副議長、小山総務企画委員長、局長〕
- 15日(金) 午前 8:15 東京たま広域資源循環組合議会・事務局連絡協議会合同行政視察〔甲府・峡東クリーンセンター、山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場―鴨居議員〕
- 午前10:00 関東市議会事務局職員研修会〔TKP市ヶ谷カンファレンスセンター―次長〕
- 午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会〔東京自治会館―天沼議員、青柳主任〕
- 16日(土)～17日(日) 青梅宿アートフェスティバル2019
- 20日(水) 午前10:30 稚内市議会議員視察〔市役所―通年議会について〕
- 午後 3:00 東京都市議会議長会定例総会〔東京自治会館―久保議長、局長〕
- 22日(金) 午後 1:40 東京都後期高齢者医療広域連合議会全員協議会・本会議〔東京区政会館―野島議員〕
- 28日(木) 午後 1:30 例月出納検査〔市役所会議室―鴻井監査委員〕
- 午後 2:00 西多摩衛生組合議会定例会・全員協議会〔西多摩衛生組合―大勢待・湖城・迫田議員〕

<12月>

- 1日(日) 奥多摩溪谷駅伝競走大会

3日(火)	午前10:00	議会運営委員会
6日(金)	午前10:00	定例記者会見〔市役所会議室—久保議長、山内副議長、局長〕
9日(月)	午前10:00	令和元年定例会12月定例議会 本会議〔市長方針演説、議案審議〕
	午前11:40	総合病院建替特別委員会
	午前11:40	東青梅1丁目地内諸事業用等特別委員会
11日(水)	午後 3:00	議会運営委員会
12日(木)	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
13日(金)	午前 9:30	環境建設委員会
16日(月)	午前10:00	予算決算委員会
	午前11:46	全員協議会〔<市長提出事項>…1.第2期「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について、2.令和元年台風第19号について、3.青梅市立総合病院を当事者とした訴訟事件の概況について、4.新病院建設工事に伴う総合体育館駐車場の利用について〕
17日(火)	午後 1:30	普通救命講習会(議員研修会)
19日(木)	午前10:00	本会議〔一般質問〕
20日(金)	午前10:00	本会議〔一般質問〕
23日(月)	午前10:00	本会議〔一般質問〕
	午後 5:14	環境建設委員会
24日(火)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議〔委員会議案審査報告、陳情審査報告、議案審議〕
	午後 2:29	東青梅1丁目地内諸事業用等特別委員会
26日(木)	午後 1:30	定期監査講評・例月出納検査〔市役所会議室—鴻井監査委員〕
<1月>		
6日(月)	午前 9:00	事務始め式
8日(水)	午後 1:00	東京都市議会議長会2040未来ビジョンセミナーin調布〔調布市文化会館たづくり—久保議長、山内副議長、井上・ひだ・大勢待・湖城・迫田・島崎・鴻井議員、局長、主査〕
9日(木)	午後 2:00	東京都市議会事務局職員一般研修会〔東京自治会館一次長、庶務係長〕
12日(日)	午前10:00	青梅市消防団出初式

- 13日（月） 午前10:30 青梅市成人式
- 15日（水） 午前10:00 議会運営委員会
午後 2:00 東京都後期高齢者医療広域連合議会議案説明会〔東京自治会館一野島議員〕
- 17日（金） 午後 2:00 東京都市監査委員会委員研修会〔東大和市ハミングホール一鴻井監査委員〕
午後 4:00 東京都市議会議長会局長連絡会議〔武蔵野市役所一局長〕
- 19日（日） 午前10:00 青梅市防災講演会
- 20日（月） 午前10:30 国分寺市議会議員視察〔市役所一議場等の見学〕
- 21日（火） 午後 2:00 東京都三多摩地区消防運営協議会役員会・二部会〔東京自治会館一久保議長、局長〕
- 22日（水） 午後 3:00 福祉文教委員会
- 23日（木） 午前10:30 西多摩衛生組合議会議員行政視察〔さいたいま市桜環境センター一一大勢待・湖城・迫田議員〕
- 23日（木）～24日（金） 関東地区競艇主催地議会協議会役員会・研修視察〔ボートレース住之江、ボートレースチケットショップ梅田一久保議長、次長〕
- 27日（月） 午前10:00 茨城県つくば市議会議員視察〔市役所一OmeBlue（青梅ブルー）プロジェクトの取り組みについて〕
午後 2:00 東京都市議会議会報研究会〔三鷹市役所一調査係長〕
- 28日（火） 午前10:00 議会運営委員会
午前10:30 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会〔東京自治会館一山崎議員、窪田主任〕
午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会〔東京自治会館一寺島議員、主査〕
- 29日（水） 午前10:00 舞鶴市議会議員行政視察〔青梅駅周辺一中心市街地活性化の取り組みについて〕
- 30日（木） 午後 1:30 定期監査講評・例月出納検査〔市役所会議室一鴻井監査委員〕
午後 1:40 東京都後期高齢者医療広域連合議会全員協議会・本会議〔東京区政会館一野島議員〕
- 30日（木）～31日（金） 全国市議会事務局職員研修会〔大田区産業プラザ一主査、窪田主任〕
- 31日（金） 東青梅1丁目地内特別委員会行政視察〔勝浦市〕

行政視察報告

東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会

前期の東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会では、ホールに関する複数の陳情を受け、移動観覧席の配置により平土間式ホールにも劇場型ホールにも展開できるマルチホールを有する長野県茅野市の茅野市民館を視察した。しかしながら、イベント準備のため、移動観覧席（466席）が実際に可動し、平土間から劇場型になるところを視察することができなかった。

市民からのホールの形状や規模に関する要望は依然高く、当委員会としても数多くのホールを視察し、青梅市にとって最適な形状や規模のホールのあり方を検討する必要があると考え、まず、令和元年9月18日に青梅市立総合病院講堂の移動観覧席（108席）を視察した上で、移動観覧席を床下に格納するといった珍しい構造を有する千葉県勝浦市の勝浦市芸術文化交流センター・キュステを今回視察することとした。

視察地 勝浦市芸術文化交流センター・キュステ（千葉県勝浦市）

視察期日 令和2年1月31日（金）

視察事項 ホールの形状、構造について

参加者 （委員長）結城 守夫、（副委員長）片谷 洋夫
（委員）寺島 和成、山崎 哲男、阿部 悦博
藤野ひろえ、湖城 宣子、天沼 明
（随 行…増田次長、平岡主査）

1 勝浦市芸術文化交流センター・キュステの概要

勝浦市は、人口1万7千人余であるが漁業や400年余続く「勝浦の朝市」など、多彩な資源によって栄えてきた歴史あるまちである。

このような歴史・文化的なたたずまいを継承しながら、市民をはじめとした利用者と観光客などが、ともに安心と快適さを実感できるとともに、質の高い音響装置やさまざまな演劇・オーケストラなどを演じることができる舞台装置などを備えた施設整備などを行い、いわゆる交流人口の増加によって活気みなぎる新たなまちづくりの拠点施設を目指し、平成26年12月にキュステをオープンした。

当初の計画では、国の社会資本整備総合交付金を活用し、海岸近くの旧公民館跡に500席のホールを建設予定であったが、東日本大震災が発生したため当初の計画を多くの議論を経て変更し、国の許可も得て現在地である高台に変更することとした。このことによりホールの客席を826席に増やすことが可能になるとともに、災

害時の避難場所としても活用が図られることとなった。

愛称のKüste（キュステ）は公募で選ばれ、ドイツ語で「海岸」を意味している。日本有数の漁港を有する勝浦市にとって「海」は象徴的な存在であるため、建物の外観が「海岸」をイメージしたつくりになっている。

また、「ü」（ウーウムラウト）の文字が「にっこり笑っている人」や「握手をしている人」にも見えるところから、「交流の場」をイメージしている。

所在地：勝浦市沢倉523番地の1 他（勝浦市役所に隣接。元市営野球場）

敷地面積：13,194.87㎡

建築面積：3,147.21㎡

延べ床面積：4,694.72㎡

建物構造：鉄筋コンクリート造の地上2階建て（一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造）

主な施設：（1F）多機能ホール、大会議室

（2F）多目的室、調理室、和室

開館時間：午前9時から午後9時（休館日は火曜日及び年末年始）

駐車場：247台（障がい者用3台。市役所駐車場と合わせると約500台）

総建設事業費：2,726,989,000円

職員配置：正規職員7名 臨時職員2名

2 ホールの概要

広さ1,232㎡、座席数826席（1階席402席、2階席424席）を有する多機能ホールは、内部がレンガルーバー及びレンガ壁でデザインされており、レンガを使用することにより生音の演奏にふさわしい豊かな響きがつくり出せる。また、音響反射板により質の高い音響装置を完備した舞台設備を有しており、実際に利用した演奏家からも評価されるなど音へのこだわりがうかがえた。

1階席は移動観覧席等となっており、席を格納することによって平土間形式でも使用できる。さらに、2階席下部にある大会議室との一体利用もでき、平土間空間として多目的な利用が可能（写真①）である。

なお、劇場形式では、コンサートや演奏会、演劇、講演会、映画の上映会などが行われ、平土間形式では、各種イベントのほか、健康診断や災害時の避難場所（昨年の台風時には約600人が利用）として使用されている。



説明を受ける委員

3 移動観覧席等について

1階席は階段状に展開・格納できる移動観覧席（写真②）と3列のワゴン席で構成されており、これらは全て多機能ホールの床下に格納できるようになっている。格納の際は、まずワゴン席が床下に格納され（写真③）、その後に移動観覧席を格納して1階が全て平土間となる。

ワゴン席の1列目は床面よりやや低い位置に設定されている（写真④）ため、床がそのままステージとなる。また、ワゴン席部分を床にし、ステージの面積を広げることが可能である。移動観覧席の前にスタッキングチェアを置くホールも多く存在するが、ワゴン席を設置することにより、1階席は全て電動で格納できる（床下での移動に一部手動部分あり）ようになっており、簡単な操作でセッティングの時間も短縮できることは、大きな特徴の一つであり、メリットでもある。

なお、よりコンパクトに会場を使用する際には、移動観覧席をやや前方に動かし、2階席と1階席最後列の間に通路とタラップを設けて間仕切ることにより、客席数を移動観覧席306席のみにセッティングすることも可能となっている。

また、建設当時の市長の強い要望で、全席で固定の劇場イスと変わらない座り心地を追求したとのことであった。



椅子を格納して平土間にしたホール



写真①



写真②



写真③



写真④



展開して劇場形式にしたホール



キュステの視察を終えた委員

【視察を終えて】

まず、新型コロナウイルスの関係で、武漢市からの帰国者を勝浦市内のホテルに一時滞在受け入れをするなど大変多忙な中、懇切丁寧な対応をいただいた勝浦市議会議長を始め、勝浦市職員等の皆様に感謝申し上げます。

さて、勝浦市芸術文化交流センター・キュステは、移動観覧席を電動で簡易に移動させ、ひな壇式にも平土間式にも変更できる可変性があり、文化、芸術を含めた市民の多様なニーズに応えられる施設であると感じた。

加えて、平土間式は音響が期待できないのではないかとといった従来のイメージを、音響反射板や壁面にレンガを活用することで演奏家も満足するようなすぐれた音響を実現したことは大変参考になった。

キュステのように観覧席が電動で展開及び格納できれば利用する市民の負担も軽減され、プロの演奏家も満足する音響を得ることができないかと感じた。

ただ懸念されることはホールの稼働率が低いのではないかと、また、直営とはいえ年に4,000万円ほどの維持費がかかるなどの費用負担を考慮する必要がある。

青梅市と勝浦市とでは、人口や予算、施設の立地条件等が異なるため単純な比較はできないが、東青梅1丁目地内諸事業用地に建設を予定している民間施設などとの連携や災害時の避難場所としての活用なども考慮しながら、この事業用地に適したホールの形状や規模等を検討するにあたり、大変有意義な視察となった。

当委員会としては市民の負託に応えるため、今後も引き続き多くのホールを幅広い視野をもって視察していくこととしたい。

(東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員長 結城 守夫)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

11月5日（火） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

- 1 各市提出議案について
- 2 令和元年度東京都市議会議員研修会について
- 3 東京都市議会議長会理事会及び11月定例総会の運営について
- 4 その他

* 連絡事項（了承）

都県提出議案の提出について

* その他

11月20日（水） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下11件

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和2年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
 - (1) 会議 定例総会（年4回）、臨時総会（会長が必要と認めたとき）、理事会（年6回予定）、監事会（年1回予定）、事務局長連絡会議（年6回）
 - (2) 事業 議員研修会、職員研修会、各種研究会、基金積立、慶弔
- 2 令和2年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
歳入、歳出ともに1245万5000円
- 3 令和2年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
会 長 小平市議会議長
副会長 日野市議会議長、多摩市議会議長
理 事 八王子市議会議長、青梅市議会議長、町田市議会議長、
国分寺市議会議長、狛江市議会議長、武蔵村山市議会議長、
あきる野市議会議長
監 事 小金井市議会議長、西東京市議会議長
- 4 令和元年度東京都市議会議員研修会について
日 時 令和2年2月7日（金）午後2時から

場 所 府中の森芸術劇場
対象者 東京都26市の市議会議員及び事務局職員
演 題 「オリンピックを目指して得られたもの
～五輪メダリストからのメッセージ～」
講 師 山本 博 氏

1月8日（水） 2040未来ビジョン出前セミナーin調布

* 演題 「児童虐待をめぐる諸課題と地域の役割」
講師 山梨県立大学人間福祉学部教授 西澤 哲 氏

1月9日（木） 事務局職員一般研修会

* 講演 「政策議会を支える議会事務局を考える」
講師 龍谷大学政策学部教授 土山 希美枝 氏

1月17日（金） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）
1 各市提出議案について
2 関東市議会議長会第86回定期総会で審議する都県提出議案について
3 令和元年度東京都市議会議員研修会について
4 東京都市議会議長会理事会及び2月定例総会の運営について
* その他

1月27日（月） 議会報研究会

* 演題 「住民参加につなげる議会だより」
講師 首都大学東京 都市環境学部 准教授 長野 基 氏

関東市議会議長会

11月15日（金） 事務局職員研修会

* 講演 「地方議員に求められる役割と議会（議員）活動—その現状と課題」
講師 元全国都道府県議会議長会議事調査部長
鵜沼 信二 氏

* 講演 「思考の方としての経済学～思考支援ツールとしての経済学を「使おう」」

講師 明治大学政治経済学部准教授

飯田 泰之 氏

全国市議会議長会

1月30日（木）～31日（金） 事務局職員研修会

* 「所管事務調査の活用による政策提案事例について」

講師 枚方市議会議員

木村 亮太 氏

* 「裁判例から見る政務活動費の適正支出について」

講師 弁護士

佐々木 基彰 氏

* 「弁護士法23条照会への対応と個人情報の保護について」

講師 姫路市総務局総務部法制課法務専門員（主幹）

稲田 優 氏

* 「地方議会と個人情報保護」

講師 名城大学法学部教授

庄村 勇人 氏

* 「議会の「見える化」と住民との信頼醸成へ～議会広報の基本と編集～」

講師 議会広報サポーター

芳野 政明 氏

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

11月13日（水） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

* 協議事項（了承）

- 1 役員会及び研修視察について
- 2 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会役員について
- 3 令和元年度の運営及び行事予定について
- 4 その他

* その他

1月23日（木）～24日（金） 役員会・研修視察

○役員会

* 報告事項（了承）

会務報告について

* 協議事項（了承）

令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会役員（案）について

* その他

- 1 令和元年度の運営及び行事予定（案）について
- 2 その他

○研修視察

* 視察先

ボートレース住之江

ボートレースチケットショップ梅田

全国競艇主催地議会協議会

11月14日（木） 役員会・臨時総会

○役員会・臨時総会

* 会員異動報告（了承）

* 議事

- 1 令和元年度事務事業について（了承）
- 2 ボートレース事業の現況について（了承）
- 3 平成30年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	1959万3000円	決算額	1959万1795円
歳出	予算額	1959万3000円	決算額	1570万3087円
差引残額	388万8708円			
- 4 令和元年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について（原案どおり決定）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2336万4000円とする。
- 5 令和2年度全国競艇主催地議会協議会分担金について（原案どおり決定）

平成30年度売上額の6万分の1（青梅市議会は、41万5000円）

* その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

11月15日（金） 第3委員会

* 会務報告（了承）

* 講演

「多摩地域における都市計画道路の整備について」

東京都建設局道路建設部計画課事業化調整専門課長 徳差 宣 氏

* その他

1月28日（火） 第2委員会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（原案どおり決定）

- 1 令和元年度第2委員会報告書（案）について

- 2 令和2年度第2委員会運動方針（案）について
- 3 令和2年度第2委員会役員（正副委員長）の選出について
- 4 その他

1月28日（火） 第1委員会

- * 会務報告（了承）
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 令和元年度第1委員会報告書（案）について
 - 2 令和2年度第1委員会運動方針（案）について
 - 3 令和2年度第1委員会役員（正副委員長）の選出について
 - 4 その他

東京都三多摩地区消防運営協議会

1月21日（火） 役員会・第二部会

○役員会

- * 議事（了承）
 - 1 令和2年度消防委託事務について
 - 2 令和2年度通常総会日程等について

* その他

○第二部会

- * 議題（了承）
 - 1 令和2年度消防委託事務について
 - 2 令和2年度通常総会日程等について

* その他

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
213	青梅市史史料集第 59 号 永久田家務本傳(三)	青梅市郷土博物館	青梅市教育委員会	令 2	A4
288	皇室 OurImperialFamily(第 84 号)令和 元年秋号	日本文化興隆財団	扶 桑 社	令元	A4 変形
318	質問力で高める議員力・議会力	土屋 希美枝	中央文化社	31	A5
318	地方議会 改革の 10 年	寺 島 涉	自治体研究者	令元	A5
318	議会改革の挑戦 会津若松市議会の軌跡	会津若松市議会	ぎょうせい	令元	A5
318	議会が変われば自治体が変わる 【神原勝・議会改革論集】	神 原 勝	公人の友社	令元	A5
349	財政のあらまし 平成 30 年度決算の概況 令和元年度上半期財政運営の状況	東京都財務局 主計部財政課	東京都	令元	A4
349	令和元年度(平成 31 年度) 固定資産 概要調書	市民部資産税課	青梅市	令元	A4
351	青梅市の統計 平成 30 年度版	青梅市総務部 総務契約課庶務係	青梅市総務部 総務契約課庶務係	令元	A4
369	青梅市地域防災計画(令和元年度修正)	青梅市防災会議	—	令元	A4
369	先例・通知に学ぶ大規模災害への自主 的対応術	宮崎 益輝ほか	第一法規	令元	A6
370	青梅市学校教育要覧(令和元年度)	—	青梅市教育委員会	令元	A4
498	七拾年の歩み	—	東京都青梅 食品衛生協会	令元	A4
518	平成 30 年度 青梅市清掃事業概要	青梅市環境部 清掃リサイクル課	青梅市環境部 清掃リサイクル課	令元	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和元年11月～令和2年2月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市ホームページバナー広告掲載取扱基準	改正	秘書広報課
青梅市寄付金の取扱いに関する要綱	改正	財政課
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改正	職員課
令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付要綱	制定	市民安全課
青梅市防犯カメラ維持管理事業補助金交付要綱	改正	市民安全課
青梅市国民健康保険税減免取扱要綱	改正	保険年金課
令和元年台風第19号災害による青梅市被災者生活再建支援事業補助金交付要綱	制定	福祉総務課
令和元年台風第19号災害に対する青梅市災害援護資金貸付要綱	制定	福祉総務課
青梅市災害義援金配分委員会設置要綱	制定	福祉総務課
青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市保育体制強化事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市認証保育所運営補助要綱	改正	子育て推進課
青梅市延長保育事業費補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市体調不良児対応型保育事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱	改正	子育て推進課
青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準	改正	スポーツ推進課
青梅市無電柱化事業技術検討会設置要綱	制定	土木課
青梅市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱	改正	住宅課
青梅市住宅マスタープラン策定懇談会設置要綱	廃止	住宅課

件 名	区 分	所 管
青梅市教育委員会附属機関の委員等に対する感謝状贈呈実施基準	改 正	教育総務課



制定された要綱・要領

令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域団体が行う公共空間における防犯のための見守り活動にかかる防犯カメラの整備事業について、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、防犯対策の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全・安心まちづくり推進地区 防犯対策を効果的に進める必要がある地区として、市が選定し、あらかじめ東京都に報告したものをいう。
- (2) 地域団体 自治会、PTA、商店街等その他一定の区域の住民が組織し、または参加する団体をいう。
- (3) 商店街等 商店街および商店街の連合会をいう。
- (4) 商店街 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、青梅市長（以下「市長」という。）が商店街と認めるもの
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業またはサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人または車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (5) 商店街の連合会 次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会
 - ウ 前記アおよびイ以外で、青梅市の区域内で組織された商店街連合会
- (6) 防犯カメラ 一定区域における犯罪の抑止または犯罪被害の防止に資するた

め、固定して設置する映像撮影装置で、映像表示または映像記録のために必要な関連機器等で構成されるものをいう。ただし、当該一定区域の不特定多数の者の用に供される目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産または公有財産の保護、管理等に供されるものは除く。

3 補助対象事業

(1) この補助金の対象となる事業は、地域団体が継続して行う地域の見守り活動の一環として実施する次に掲げる事業とする。

ア 地域団体が単独で行う防犯カメラ整備事業（以下「単独事業」という。）

イ 2以上の地域団体が連携して行う防犯カメラ整備事業（以下「連携事業」という。）

(2) 前号の事業については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 安全・安心まちづくり推進地区において行う防犯カメラの整備であること。

イ 防犯に関する地域の見守り活動を月1回以上継続して行うことが見込まれると市長が認めるものであること。

ウ 商店街のみからなる団体が行う防犯カメラの整備ではないこと。

エ 地域団体に商店街が含まれる場合には、当該商店街の区域以外にも防犯カメラを設置すること。

オ 占用許可等が必要な箇所に防犯カメラを設置する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること、または受けられる見込みがあること。

カ 防犯カメラを整備する地域において住民の合意形成がなされている、または防犯カメラの運用開始までにその見込みがあること。

キ 令和2年3月31日までに防犯カメラの整備を完了できること。

ク 防犯カメラの整備および運用に当たり、次に掲げる事項が遵守されるものであること。

(ア) 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(イ) 当該防犯カメラで記録した映像または音声（以下「記録」という。）について、個人情報保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとするなど、厳正な管理を行うこと。

(ウ) 記録の保管期間は、1週間程度とすること。

(エ) 記録の閲覧は、(キ) aに掲げる防犯カメラの整備目的に照らして適切と認められる場合等に限ること。

(オ) 外部に記録を提供し、または閲覧させるときは、法令等にもとづくとき、または捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。

- (カ) 記録に私有地が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者または占有者の承諾を受けること。
- (キ) 次に掲げる事項が定められていること、または運用開始までに定める見込みがあり、常時開示できる状態で保管すること。
 - a 防犯カメラの整備目的
 - b 管理責任者およびその責務
 - c 防犯カメラの設置場所
 - d 防犯カメラの設置の周知方法
 - e 記録の保管期間、保管方法および廃棄方法
 - f 記録の閲覧が可能な者
 - g 記録の閲覧方法
 - h 記録の外部提供の方法

4 補助金の対象経費等

- (1) この補助金の対象経費、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、対象経費については、地域団体が単独または連携して行う防犯カメラ整備事業にかかる経費のうち、使途、単価、規模等が確認でき、かつ、市長が必要かつ適当と認めるものとする。
- (2) 次に掲げる経費については、交付の対象としない。
 - ア 防犯カメラの機能維持を目的とした修繕、保守および清掃にかかる経費
 - イ 防犯カメラの消耗品の交換にかかる経費
 - ウ 電力の受給その他防犯カメラの機能を維持するために要する経費
 - エ 土地の取得、造成、補償および使用にかかる経費
 - オ 前記アからエまでに掲げる経費のうち防犯カメラの設置場所およびその本来の効果の及ぶ範囲が近接または重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの

5 補助金の交付申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする地域団体（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）および令和元年度青梅市地域における見守り活動事業計画書（様式第2号。以下「事業計画書」という。）を市長に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、前号に定める事業計画書を変更しようとする場合においては、変更後の事業計画書を、速やかに市長に提出しなければならない。

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定により補助金交付申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- (3) 市長は、第1号の規定による審査等の結果、交付しないことに決定したときは、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

7 事業の内容変更等

- (1) 申請者は、前項第1号の交付決定額を上回る内容の事業を実施する場合、事業内容を著しく変更しようとする場合または事業を中止しようとする場合においては、あらかじめ令和元年度青梅市地域における見守り活動事業変更等承認申請書（様式第5号。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 市長は、前号の規定により変更等承認申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査の上、変更または中止の内容が適当であると認めたときは、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業変更等承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

8 申請の取下げ

- (1) 第6項の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付申請取下書（様式第7号。以下「申請取下書」という。）を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- (2) 市長は、前号の規定により申請取下書の提出を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付決定取消書（様式第8号。以下「決定取消書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。
- (3) 補助事業者は、第1号に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なく申請取下書を市長に提出しなければならない。

9 事業遅延等の報告

補助事業者は、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、またはその遂行が困難となったときは、速やかに令和元年度青梅市地域における見守り活動事業遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

10 実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに令和元年度青梅市地域における見守り活動事業実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類等を添えて、市長に提出しなければならない。第12項第3号の規定により補助金の概算払を受けたときも、同様とする。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。

12 補助金の支払等

- (1) 市長は、前項の規定によりその額が確定した後において、補助金を交付するものとする。
- (2) 前号の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、防犯カメラ整備事業の円滑な遂行のため特に必要があると認める場合は、防犯カメラの設置工事が完了したときに、補助金の全部または一部について、概算払をすることができる。
- (4) 前号の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業補助金交付（概算払）請求書（様式第12号の2）に防犯カメラ設置工事しゅん工届（様式第12号の3）を添えて市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は、第2号または前号の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

13 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
 - エ 取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
 - オ 第9項の規定による報告を受け、事業が年度内に完了することができないと

見込まれるとき、またはその遂行が困難になったと判明したとき（第9号の規定に該当する場合を除く。）。

(2) 市長は、前号の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、決定取消書により、補助事業者に通知するものとする。

14 補助金の返還

(1) 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、第11項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

15 補助金の経理等

補助事業者（この補助金の交付を受けた補助事業者をいう。以下同じ。）は、事業にかかる経費について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

また、市長が必要と認めたときは、それらの資料を提示し、またはその内容を報告しなければならない。

16 活動報告

(1) 補助事業者は、市長の要求があったときは、事業完了後の活動状況について、令和元年度青梅市地域における見守り活動事業完了後活動報告書（様式第13号）にまとめ、市長に報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長から要求があったときは補助対象となった事業にかかる防犯カメラの現況について市長に報告しなければならない。

17 検査

補助事業者は、市長が事業の運営および経理等の状況について検査する場合または事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

18 違約加算金および延滞金の納付

(1) 市長は、第13項の規定により補助金の交付決定の全部または一部の取消しを行い、第14項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に

納付させなければならない。

(2) 市長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を補助事業者に納付させなければならない。

(3) 前2号に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

19 延滞金の基礎となる額の計算

前項第2号の規定により、市長が延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間にかかる延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

20 非常災害等の場合の措置

補助事業者が、非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の措置については、市長が指示するところによる。

21 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

22 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年12月5日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項関係）

対象経費	補助率	補助限度額
防犯カメラ（モニター、録画装置等を含む。）の整備（購入、取付等）にかかる経費	24分の23以内 （1,000円未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。）	防犯カメラ1台当たり 575千円 かつ1地域当たり 4,928千円（単独事業） 7,393千円（連携事業）

令和元年台風第19号災害による 青梅市被災者生活再建支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、令和元年台風第19号（以下「台風19号」という。）により、青梅市の区域内（以下「市内」という。）において居住する住宅に著しい被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）に対し、住宅の建設、購入および補修または賃借（以下「住宅の建設等」という。）に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅災害の認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家をいう。
- (2) 全壊 認定基準に規定する住家全壊をいう。
- (3) 半壊 認定基準に規定する住家半壊をいう。
- (4) 大規模半壊世帯 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第2号ニに規定する世帯をいう。

3 補助対象被災世帯

台風19号が発生した際に、市内に居住していた世帯（当該住宅が賃借であった世帯については、住宅の損壊により引き続き居住できなくなった世帯）であって、次のいずれかに該当する被災世帯が住宅の建設等を行った場合に、その費用を被災世帯の世帯主に補助するものとする。ただし、法の規定による被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯は本補助金の対象としない。

- (1) 台風19号によりその居住する住宅が全壊した世帯
- (2) 台風19号によりその居住する住宅が半壊し、またはその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があることおよび当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額になることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、または解体されるに至った世帯
- (3) 台風19号によりその居住する住宅が大規模半壊となった世帯（前号に掲げる世帯を除く。）

- (4) 台風19号によりその居住する住宅が半壊した世帯（前2号に掲げる世帯を除く。）

4 補助金交付額

この要綱において、交付する補助金額は次のとおりとする。

- (1) 被災世帯への補助金の交付額は、別表に掲げる区分ごとに定める基準額と被災世帯が住宅の建設等に要した費用とを比較し少ない方の金額とする。
この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 前号において住宅の再建方法が賃借である場合には、賃借に要した費用とは、住居の移転に伴う家財等の輸送にかかる費用、不動産会社に支払う不動産仲介手数料および借り主が貸し主に対して支払う礼金で返還されないもの等をいうものとする。
- (3) 単身世帯（台風19号にかかる災害発生時に世帯に属する者の数が1の世帯）の基準額は、複数世帯（台風19号にかかる災害発生時に世帯に属する者の数が2以上の世帯）の基準額の4分の3とするものとする。

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、特段の事情がある場合を除き、令和2年11月12日までに令和元年台風第19号災害による青梅市被災者生活再建支援事業補助金交付申請書（様式1号）に次に掲げる書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 被災世帯が住宅の建設等に要した経費にかかる契約書の写し
- (2) 預金通帳の表紙の写し等振込先口座が確認できる書類
- (3) 住宅の損壊により引き続き居住できなくなったことが証明できる書類（賃借世帯に限る。）
- (4) 居住部分分かる建物の平面図（前項第2号に該当する世帯に限る。）
- (5) その他市長が必要と認めたもの

6 交付決定

市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容の審査をし、補助金交付の可否を決定し、令和元年台風第19号災害による青梅市被災者生活再建支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

7 請求

前項の決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、請求書（様式第3号）に支払金口座振替依頼書を添付して、市長に請求するものとする。

8 交付決定の取消し

(1) 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すものとする。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。

(2) 市長は、前号の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該申請者に令和元年台風第19号災害による青梅市被災者生活再建支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

9 実績報告書の提出

交付決定者は、補助事業等の完了の日もしくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を超えない日または補助事業等の完了の日もしくは廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、市長に、建設、購入、補修または賃借に要した経費が証明できる領収書等を添えて、令和元年台風第19号災害による青梅市被災者生活再建支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

10 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告にかかる補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知する。

11 補助金の返還

市長は、前項の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

12 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

13 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年12月26日から実施し、同年10月12日から適用する。ただし、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項関係）

住宅被害別世帯	住宅再建方法	基準額	
		複数世帯	単数世帯
第3項第1号および第2号に該当する世帯	建設・購入	300万円	225万円
	補修	200万円	150万円
	賃借	150万円	112.5万円
第3項第3号に該当する世帯	建設・購入	250万円	187.5万円
	補修	150万円	112.5万円
	賃借	100万円	75万円
第3項第4号に該当する世帯	建設・購入	200万円	150万円
	補修	120万円	90万円
	賃借	80万円	60万円

令和元年台風第19号災害に対する青梅市災害援護資金貸付要綱

1 目的

この要綱は、東京都災害援護資金貸付事業実施要綱（平成17年10月31日付け17福保生計第1082号）にもとづき、青梅市内において令和元年台風第19号の災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第10条第1項に掲げる災害による被害を受けた世帯であって、その世帯の所得が同項に規定する要件に該当する世帯の世帯主（以下「被災者」という。）に対し、災害援護のための資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、被災者の生活の立て直しを支援することを目的とする。

2 補助対象者

資金の貸付対象者は、青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第49号）第12条第1項に規定する災害援護資金の貸付けを受け、なお資金の貸付けを必要とする被災者で、次のいずれかに該当する被害を受けた者とする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷
- (2) 家財の3分の1以上の損害
- (3) 住居の半壊
- (4) 住居の全壊
- (5) 住居の全体の滅失または流失

3 貸付限度額

資金の1世帯当たりの貸付限度額は、150万円とする。

4 資金の償還期間

資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

5 資金の利率

資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き、その利率を年1パーセント（保証人を立てる場合にあっては、年零パーセント）とする。この場合において、当該保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

6 償還方法等

資金の償還、償還方法ならびに償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、次のとおりとする。

(1) 資金の償還は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還とする。

(2) 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

(3) 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、この要綱に定めるもののほか、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定を準用する。

7 借入れの申込み

資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、令和元年台風第19号災害に対する青梅市災害援護資金借入申込書（様式第1号）を、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

8 貸付けの決定

市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、令和元年台風第19号災害に対する青梅市災害援護資金貸付決定通知書（様式第2号）を、借入申込者に交付するものとする。

9 貸付けの不承認

市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、令和元年台風第19号災害に対する青梅市災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

10 借用書の提出

第8項の貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、令和元年台風第19号災害に対する青梅市災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署したもの。）（様式第4号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）および保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

11 保証人の条件

前項の規定による保証人は、その資金の借入れの理由が住居の建設等である場合には、青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第19号。以下「規則」という。）第9条第2項各号に掲げる条件を備えている者でなければならない。

12 住居の建設等にかかる借用書の提出時期

第10項の規定にかかわらず、住居の建設等にかかる借用書の提出は、当該住居の建設等の工事に着手した後とする。この場合においては、借用書に工事着手届（様式第5号）を添付して提出するとともに、当該工事が完了したときは、速やかに工事しゅん工届（様式第6号）を市長に提出して、その確認を受けなければならない。

13 貸付金の交付

市長は、前項の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

14 住居の建設等にかかる貸付制限等

住居の建設を目的とする資金の貸付けの取扱いについては、規則第11条の規定を準用する。

15 償還の完了

市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかる借用書およびこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

16 繰上償還の申出

繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

17 償還金の支払猶予

借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

18 償還金の支払猶予承認通知

市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容の審査をし、償還金の支払猶予の可否を決定し、支払猶予承認（不承認）通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

19 違約金の支払免除

借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

20 違約金支払免除承認通知

市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容の審査をし、違約金の支払免除の可否を決定し、違約金支払免除承認（不承認）通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

21 償還免除

災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した令和元年台風第19号災害に対する青梅市災害援護資金償還免除申請書（様式第12号）を、市長に提出しなければならない。

22 償還免除の承認通知

市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容の審査をし、違約金の支払免除の可否を決定し、令和元年台風第19号災害に対する青梅市災害援護資金償還免除承認（不承認）通知書（様式第13号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

23 督促

市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

24 氏名または住所の変更届等

借受人または保証人について、氏名、住所等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第14号）により届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

25 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

26 実施期日等

この要綱は、令和元年12月26日から実施し、同年10月12日から適用する。

青梅市災害義援金配分委員会設置要綱

1 設置

青梅市内で発生した震災、風水害その他これらに類する災害により被災した者に対して市内外から寄せられた義援金（以下「義援金」という。）の公平かつ効果的な配分について検討（以下「検討」という。）を行うため、青梅市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 配分対象者に関する事項
- (2) 配分基準に関する事項
- (3) 配分時期に関する事項
- (4) 配分方法に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関して必要な事項

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 健康福祉部長
- (3) 委員 企画部長、市民安全部長、環境部長、都市整備部長、会計管理者および青梅市社会福祉協議会の推薦を受け青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する者

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討の経過および結果を市長に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、福祉総務担当課において行う。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定め

る。

9 実施期日

この要綱は、令和元年12月26日から実施する。

青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）における認知症高齢者グループホーム等の防災改修にかかる経費の一部に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について（平成31年3月27日付け老発0327第5号厚生労働省老健局長通知）にもとづき、青梅市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

補助対象者は、市内で認知症高齢者グループホーム等を運営する事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

3 補助対象事業

補助対象事業は、認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修事業のうち、補助事業者が既存建物を改修して行う整備事業とする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全確保の観点から行う防災改修事業の施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、関東信越厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費
- (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、別の補助金等において、別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含むものとする。

5 補助金交付額

補助金交付額は、補助基準額7,730千円と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,0

00円未満の端数は切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定

市長は、前項の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付決定を通知するものとする。

8 補助金の交付時期

補助金は、補助事業が完了したときに全額を交付するものとする。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたとき、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間にかかる部分については、この限りではない。

10 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

11 補助事業の完了の時期

補助事業は単年度とし、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

12 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し、その他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。

13 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止

の承認を受けたときは、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

15 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

16 補助金の支払

補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

17 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者もしくは役員、使用人その他の従業者または構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団等に該当するに至ったとき。

(2) 前号の規定は、第15項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

18 補助金の返還

市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。第15項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

19 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに取得価格または効用の増加の価格が50万円以上の機械および器具

については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

20 財産処分による補助金の返還

補助事業者が、市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を返納させることができる。

21 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

22 補助金調書の作成

補助事業者は、補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

23 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

24 消費税等にかかる税額控除の報告

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合は、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

25 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

26 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年12月10日から実施し、令和元年8月20日から適用する。ただし、令和2年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前

の例によるものとする。

青梅市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内において地域密着型サービス等整備事業にかかる経費の一部に対し、東京都令和元年度地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱（令和元年5月16日付け31福保高施第564号）にもとづき、青梅市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

補助対象者は、青梅市長（以下「市長」という。）が青梅市地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者として選定し、東京都による補助対象事業者としての決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

3 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象事業者が建物を新築して行う整備事業とする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、施設の整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）とする。この場合において、別の補助金等において別途補助対象とする場合の費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等を含むものとする。

5 補助金交付額

補助金交付額は、認知症高齢者グループホーム1ユニット当たりの補助基準額3,360万円と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定により交付申請のあった事業について適当と認める場合は、青梅市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付決定を通知するものとする。

8 補助金の交付時期

補助金は、原則として補助事業が完了したときに全額を交付するものとする。ただし、補助事業が2か年度にわたる場合は、補助金交付額は計画全体を通じての限度額とし、実績報告にもとづく出来高に応じて、年度ごとに交付するものとする。

9 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間にかかる部分については、この限りではない。

10 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

11 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し、その他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。

12 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業者に補助事業の進捗状況について報告させることができる。

13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、青梅市地域密着型サービス等整備助成事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

14 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるか

どうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市地域密着型サービス等整備助成事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

15 補助金の支払

補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

16 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等に該当するに至ったとき。

(2) 前号の規定は、第14項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

17 補助金の返還

市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。第14項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

18 財産処分の制限

補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械および器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

19 財産処分による補助金の返還

補助事業者が、市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を返納させることができる。

20 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

21 補助金調書の作成

補助事業者は、補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

22 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

23 消費税等にかかる税額控除の報告等

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に関する消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合は、速やかに消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

24 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる

25 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年12月10日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市認知症高齢者グループホーム 緊急整備支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内において認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を整備する事業の経費の一部に対し、東京都令和元年度認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助要綱（令和元年5月27日付け31福保高施第494号）にもとづき、青梅市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

補助対象者は、青梅市長（以下「市長」という。）が青梅市認知症高齢者グループホーム指定候補事業者として選定し、東京都による補助対象事業者としての決定を受けた事業者とする。

3 補助対象事業等

補助対象事業は、前項の補助対象者がグループホームを整備する事業とし、補助額および補助対象経費は、別表第1および第2に定めるとおりとする。

4 補助金交付額

補助金交付額は、次に掲げる金額を比較していずれか少ない額とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1に定める補助額に別表第2高騰加算単価に定める高騰加算補助額を加算した額
- (2) 別表第1に定める対象経費の実支出額

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、青梅市認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

6 補助金の交付決定

市長は、前項の規定により交付申請のあった事業について適当と認める場合は、青梅市認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付決定を通知するものとする。

7 補助金の交付時期

補助金は、原則として補助事業が完了したときに全額を交付するものとする。ただし、補助事業が2か年度にわたる場合は、補助金交付額は計画全体を通じての限

度額とし、実績報告にもとづく出来高に応じて、年度ごとに交付するものとする。

8 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間にかかる部分については、この限りではない。

9 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

10 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し、その他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。

11 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業者に補助事業の進ちょく状況について報告させることができる。

12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、青梅市認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

13 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

14 補助金の支払

補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（様式第5号）を市長に提出し

なければならない。

15 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等に該当するに至ったとき。

(2) 前号の規定は、第13項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

16 補助金の返還

市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。第13項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

17 財産処分の制限

補助事業により取得し、または効用の増加した不動産、その従物および補助事業により取得し、または効用の増加した価格が50万円以上の機械器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

18 財産処分による補助金の返還

補助事業者が、市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を返納させることができる。

19 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率

的な運用を図らなければならない。

20 補助金調書の作成

補助事業者は、補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

21 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

22 消費税等にかかる税額控除の報告

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に関する消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合は、速やかに消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

23 根抵当権設定の禁止

補助を受けようとするグループホームの土地および建物について、根抵当権を設定しないこと。

24 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる

25 実施期日等

(1) この要綱は、令和元年12月10日から実施し、令和3年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表第1（第3項・第4項関係）

補助額 (1ユニット当たり)	対象経費
30,000,000円	グループホーム運営事業者がグループホームの整備に要する経費 (1) 施設整備費 ア 新たに建物を創設する経費 イ 既存建築物を買い取り、改修する経費 (2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費（対象経費）の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費および工事請負費には、これと同等と認められる負担金、補助金、交付金等の経費を含む。

別表第2 高騰加算単価（第3項・第4項関係）

単位	補助額
1ユニット	7,500,000円

青梅市無電柱化事業技術検討会設置要綱

1 設置

青梅市の無電柱化事業を推進するに当たり、東京都無電柱化チャレンジ支援事業制度要綱に定める「チャレンジ路線」について、電線管理者等の関係事業者と技術的課題を検討することを目的とした青梅市無電柱化事業技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置する。

2 所掌事項

技術検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 民地や公共用地を活用した地上機器設置箇所の検討に関すること。
- (2) 国および東京都で示される「低コスト手法」を導入した新たな技術等を用い、コストおよび工期を縮減するための技術検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関し必要な事項

3 組織

技術検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

4 会長の職務

会長は、技術検討会を代表し、会務を総理する。

5 会議

- (1) 技術検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。
- (2) 会長は必要に応じて、会員以外の関係者の出席を求め、その説明または意見を求めることができる。

6 事務局

技術検討会の事務局は、青梅市都市整備部土木課に置く。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、技術検討会の運営に関し必要な事項は、技術検討会が定める。

8 実施期日

この要綱は、令和元年12月1日から実施する。

別表

会長	青梅市都市整備部土木課長
会員	東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社広域業務グループ エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 東京支店（西東京エリア）渉外・地中化担当 東京都建設局道路管理部安全施設課課長代理 東京都建設局道路管理部安全施設課担当 青梅市都市整備部土木課主査 青梅市都市整備部土木課担当